

委員会提出議案第9号

農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年9月26日提出

提出者

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 西川憲行様

別紙

農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める意見書

## 農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める意見書

亀山市では、市街地や山林地帯を除いた約7,200haが農業振興地域として指定されており、その内、農用地は約2,300haを占めています。

農業振興地域は、農業生産の場として、優良農地の保全・確保を図ることとされていますが、近年農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加しているほか、農用地区域内の農地でも農用地除外され、宅地化をはじめ農地以外の目的に利用されるようになり、農業の集約化が崩れるなど、その経営が非常に困難な状況にあります。

このように、時代の変化とともに農業が衰退し、農業従事者の農地以外の土地利用に対する意識は高まり、農用地除外の要望が増えてきている状況にあります。

そのような中、能褒野地区については、優良農地が多数存在する地区として、農業振興地域に指定され、長年農業と共に歩んできましたが、現在では農業が衰退し、その継続が困難なケースも出てきており、合併以降2度にわたり集団で農用地除外の申請が行われていますが、いずれも除外は許可されず、また異議申立ても棄却されるなど、地域にとっては厳しい裁定結果となっています。

市は、その理由を、当該地域は優良農地であり市全体の農業を守るためとしています。一方で、川合地区における大型商業施設開発に伴う農用地除外は、明確な利用目的があれば除外するとし、そこには「農業を守る」という視点は全く存在していません。また、過去に農用地除外が行われた土地が、未だに放置されているなど、市の実態把握の甘さも浮き彫りになっています。

さらに、この地域では住宅開発等が進んでおり、農薬や作業音、除草剤散布、土による道路の汚れ等に対して近隣住民からの苦情があり、農業振興地域でありながら農業従事者が農作業を制限されるなどの事態が起こっています。

また、農用地であるが故に土地の評価額が低く、土地を担保にした融資を受けることが困難で、新たな設備投資を行うこともできず、農用地であることが農業を行っていく上でのデメリットにさえなっています。

このような市内の農業を取り巻く環境を踏まえ、市におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

#### 記

1. 市内の農業従事者や地権者の要望・意見を十分に理解したうえで、農業振興地域全域にわたり実情に即した農用地指定の見直しを行うこと。
2. 耕作放棄地の増加や後継者不足等の課題解決と農業従事者の経営安定化に向け、農業を守るために有効な施策を講じること。

平成30年9月26日

亀山市議会議長 西川 憲 行

亀山市長 櫻井 義之 様